

平成27年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 予 算 案 」 27件	
1	平成27年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成27年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成27年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成27年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成27年度秋田市中心卸売市場会計予算の件	
6	平成27年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	平成27年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成27年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成27年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
10	平成27年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
11	平成27年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	

12	平成27年度秋田市介護保険事業会計予算の件	○資料別紙
13	平成27年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
14	平成27年度秋田市水道事業会計予算の件	
15	平成27年度秋田市下水道事業会計予算の件	
16	平成27年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
17	平成26年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件	
18	平成26年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件	
19	平成26年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	
20	平成26年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
21	平成26年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）の件	
22	平成26年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件	
23	平成26年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件	
24	平成26年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件	

25	平成26年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
26	平成26年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	
27	平成26年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	
「 条 例 案 」 35件		
28	秋田市行政手続条例の一部を改正する件 ・行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）：平成26年6月13日公布、平成27年4月1日施行	○改正理由 行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の施行等に伴い、新たに行政指導の中止等の求め等の手続を定めるとともに規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 行政指導に携わる者が相手に示さなければならない事項について定める。 2 行政指導の相手方は、当該行政指導が法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、その中止を求めることができること等とする。 3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がなされていないと思料するときは、処分又は行政指導をすることを求めることができること等とする。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
29	秋田市情報公開条例および秋田市個人情報保護条例の一部を改正する件 ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）：平成26年6月13日公布、一部を除き平成27年4月1日施行	○改正理由 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。

		○施行期日 平成27年4月1日から
30	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議の廃止に伴い、地域審議会委員の報酬を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨 河辺地域審議会委員および雄和地域審議会委員の報酬を廃止する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
31	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 市長の期末手当額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成27年12月まで延長する。 2 市長の給料月額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成28年3月31日まで延長する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
32	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）：平成26年6月20日公布、一部を除き平成27年4月1日施行	○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 教育長の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成27年12月まで延長する。 2 教育長の給料月額の5%を減ずる暫定

		的な特例措置の適用期限を、平成28年3月31日まで延長する。 3 教育公務員特例法の一部改正（平成26年法律第76号）に伴い、規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
33	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	○改正理由 再任用職員に対し単身赴任手当を支給することとするため、改正しようとするもの ○改正要旨 再任用された職員に対し単身赴任手当を支給する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
34	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件 ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）：平成26年6月13日公布、一部を除き平成27年4月1日施行	○改正理由 国立大学法人法の一部改正（平成26年法律第67号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
35	秋田市公共施設等整備基金条例を設定する件	○設定理由 公共施設等の整備等に要する経費に充てることが目的とする公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置するため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 基金は、公共施設等の整備等に要する経費に充てるため、設置することとする。 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとする。 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととする。 4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入す

36

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件

るものとする。

5市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。

6基金は、公共施設等の修繕等に要する経費又は公共施設等の統合および更新を伴う整備に要する経費に充てる場合に限る、処分することができることとする。

7この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。

○施行期日 平成27年4月1日から

○改正理由

東部市民サービスセンター（以下「センター」という。）を設置し、その施設等について定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

1センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
秋田市東部市民サービスセンター	秋田市広面字釣瓶町13番地3	手形地区、手形山地区、泉地区の一部、旭川地区、東通地区、横森地区、桜地区、桜ガ丘地区、桜台地区、大平台地区、新藤田地区、濁川地区、添川地区、広面地区、柳田地区、山内地区、仁別地区、太平地区および下北手地区

2センター（公の施設の機能を有する部分に限る。）の施設は、次のとおりとする。

センター名	施設名
秋田市東部市民サービスセンター	(1) 多目的ホール (2) 地域文化ホール (3) 和室 (4) 洋室 (5) 調理室

		(6) 陶芸工作室 (7) 子育て交流ひろば (8) 読書室
		○施行期日 平成27年8月24日から。ただし、使用の許可等に関する規定は、同月1日から。秋田市公民館設置条例の一部を改正し、規定を整備する。
37	秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議を廃止する件	○廃止理由 地域審議会を廃止するため、この協議を廃止しようとするもの ○施行期日 平成27年4月1日から
38	秋田市介護保険条例の一部を改正する件 ・介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号）：平成26年12月12日公布、平成27年4月1日施行 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法施行令の一部改正（平成26年政令第397号）等に伴い、平成27年度から平成29年度までの第一号被保険者に係る保険料率等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 第6期介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの第一号被保険者に係る保険料率を定める。 2 介護予防・日常生活支援総合事業等の実施に係る経過措置を規定する。 3 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
39	秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）：平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）等に伴い、訪問介護員等の員数の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 次に掲げる指定居宅サービス事業の基本方針に関する基準を改める。 (1) 訪問リハビリテーション (2) 通所介護 (3) 通所リハビリテーション

		(4) 特定入所者生活介護 2 次に掲げる指定居宅サービス事業の人員に関する基準を改める。 (1) 訪問介護 (2) 特定入所者生活介護 3 次に掲げる指定居宅サービス等の事業の設備に関する基準を改める。 (1) 通所介護 (2) 療養通所介護 4 次に掲げる指定居宅サービス事業の運営に関する基準を改める。 (1) 訪問リハビリテーション (2) 通所介護 (3) 通所リハビリテーション (4) 短期入所生活介護 (5) 特定施設入居者生活介護 (6) 福祉用具貸与 (7) 特定福祉用具販売 5 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
40	秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）：平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第10号）：平成27年1月22日公布、平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）等に伴い、指定介護予防訪問リハビリテーション等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 介護予防特定施設入居者生活介護の基本方針および人員に関する基準を改める。 2 次に掲げる指定介護予防サービス事業の運営に関する基準を改める。 (1) 介護予防短期入所生活介護 (2) 介護予防特定施設入居者生活介護 (3) 介護予防福祉用具貸与 (4) 介護予防特定福祉用具販売 3 次に掲げる指定介護予防サービス事業

		の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める。 (1) 介護予防訪問リハビリテーション (2) 介護予防通所リハビリテーション 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
41	秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）：平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）等に伴い、複合型サービスの設備等に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 認知症対応型通所介護の基本方針に関する基準を改める。 2 次に掲げる指定地域密着型サービスの事業の人員に関する基準を改める。 (1) 認知症対応型通所介護 (2) 小規模多機能型居宅介護 (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 3 次に掲げる指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準を改める。 (1) 小規模多機能型居宅介護 (2) 認知症対応型共同生活介護 (3) 複合型サービス 4 次に掲げる指定地域密着型サービスの事業の運営に関する基準を改める。 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 認知症対応型通所介護 (3) 小規模多機能型居宅介護 (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者 5 複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改める。 6 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

42	秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）：平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）等に伴い、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員等に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 - 次に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員に関する基準を改める。 - 介護予防認知症対応型通所介護 - 介護予防小規模多機能型居宅介護 - 次に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備に関する基準を改める。 - 介護予防小規模多機能型居宅介護 - 介護予防認知症対応型共同生活介護 - 介護予防認知症対応型通所介護の事業の運営に関する基準を改める。 - 介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める。 - その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
43	秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）：平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）等に伴い、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 - 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対し、計画の提出を求めること等とする。 - その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から

44	秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）：平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）等に伴い、介護老人保健施設の人員に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 サテライト型小規模老人保健施設における従業者の員数の緩和基準に言語聴覚士を加える。 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
45	秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）：平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）等に伴い、特別養護老人ホームの職員の配置の基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 サテライト型居住施設に医師等を置かない場合の配置基準を定める。 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
46	秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
47	秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）等に伴い、指定介護予防支援の具体的取扱方針等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 指定介護予防サービス事業者等に対し、介護予防訪問看護等の計画の提出を

	25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）：平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行	求めることとする。 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
48	秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）：平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行	○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）等に伴い、障害者に対し、生活介護等のサービスを提供できる事業所に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を加えるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が障害者に対する生活介護サービスを提供する際の要件を定める。 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が障害福祉サービスを提供する際の要件を定める。 3 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
49	秋田市手数料条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き平成27年4月1日施行	○改正理由 薬事法の一部改正（平成25年法律第44号）等に伴い、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請等に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 新たに高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可申請手数料等を定める。 （秋田県と同額） 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から
50	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）：平成26年4月23日公布、一部を除き平成26年10月1日施行	○改正理由 母子及び寡婦福祉法の一部改正（平成26年法律第28号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。

		○施行期日 公布の日から
51	秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）：平成26年4月23日公布、一部を除き平成26年10月1日施行	○改正理由 母子及び寡婦福祉法の一部改正（平成26年法律第28号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
52	秋田市保育の実施に関する条例を廃止する件 ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）：平成24年8月22日公布、一部を除き平成27年4月1日施行	○廃止理由 児童福祉法の一部改正（平成24年法律第67号）に伴い、市が定める保育の実施基準を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの ○施行期日 平成27年4月1日から
53	秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を設定する件 ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）：平成24年8月22日公布、一部を除き平成27年4月1日施行	○設定理由 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市が定める利用者負担額等について定めるものとする。 2 利用者負担額の上限額を定めるものとする。 3 市長は、保育所の利用に係る利用者負担額を徴収するものとする。 4 市立保育所において延長保育を利用した場合は延長保育料を徴収することとするとともに、延長保育料の上限額を定めるものとする。 5 既納の保育料および延長保育料は還付しないものとする。 6 市長は、保育料および延長保育料を減免することができるものとする。 7 保育料等徴収職員は、保育料および延

		長保育料の滞納処分のための調査等を行うこととする。 8 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。 ○施行期日 平成27年4月1日から
54	秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例を設定する件 ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）：平成24年8月22日公布、一部を除き平成27年4月1日施行	○設定理由 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、過料を科する規定を設けるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づく過料を科する場合の要件等について定めるものとする。 2 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。 ○施行期日 平成27年4月1日から
55	秋田市児童館条例の一部を改正する件	○改正理由 御所野児童センターを設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 御所野児童センターを秋田市御所野地藏田三丁目1番3号に設置する。 ○施行期日 平成27年5月1日から
56	秋田市園芸振興センター条例を設定する件	○設定理由 園芸振興センター（以下「センター」という。）を設置し、加工研修室の使用料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 都市近郊型の周年農業の確立を目指し、園芸作物の生産振興および販売促進ならびに農業研修等による担い手育成を図るため、センターを秋田市仁井田字小中島111番地1に設置する。 2 センターにおいて行う事業は、園芸作物の生産振興、販売促進等に関すること

		とする。 3 センターの施設（公の施設の機能を有する部分に限る。）は、加工研修室とする。 4 加工研修室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。 5 市長は、市の行う農業研修等を受けている者に、加工研修室を優先して使用させることができることとする。 6 加工研修室の使用料の額は540円（市民以外の者にあつては1,080円）とし、許可をする際に徴収すること等とする。 7 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができることとする。 8 既納の使用料は、還付しないものとする。 9 市長は、加工研修室の使用の制限等を行うことができることとする。 10 加工研修室は、許可を受けた目的以外の使用等を禁止することとする。 11 加工研修室を使用する者は、その使用を終えたとき等は、原状に回復しなければならないこととする。 12 加工研修室を使用する者は、センターを損傷したとき等は、損害を賠償しなければならないこととする。 13 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。 ○施行期日 平成27年4月1日から。ただし、4から12までは規則で定める日から。
57	秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件 ・建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）：平成26年6月4日公布、一部を除き平成27年6月1日施行 ・建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）：平成27年1月21日公布、平成27年6月1日施行	○改正理由 建築基準法の一部改正（平成26年法律第54号）等に伴い、既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨

		1 新たに既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料を定める。（秋田県と同額） 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年6月1日から
58	秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件 ・建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）：平成26年6月4日公布、一部を除き平成27年6月1日施行	○改正理由 建築基準法の一部改正（平成26年法律第54号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 平成27年6月1日から
59	秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件 ・建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）：平成27年1月21日公布、平成27年6月1日施行	○改正理由 建築基準法施行令の一部改正（平成27年政令第11号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 平成27年6月1日から
60	秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件 ・建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）：平成26年6月4日公布、一部を除き平成27年6月1日施行 ・建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）：平成27年1月21日公布、平成27年6月1日施行	○改正理由 大町・下肴町地区整備計画区域における建築物の用途の制限等について定めるほか、建築基準法の一部改正（平成26年法律第54号）等に伴い、建築物の容積率の算定方法を改めるとともに規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 大町・下肴町地区整備計画の区域をこの条例を適用する地区整備計画の区域とする。 2 大町・下肴町地区整備計画区域における建築物の用途の制限を規定する。 3 建築物の容積率を算定する際に、エレベーターの昇降路の部分の床面積を算入しないこととする。 4 建築物の容積率を算定する際に、老人ホーム等の地階の床面積を算入しないこ

		ととする。 5 その他規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から。ただし、4および5は平成27年6月1日から。条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例による旨の経過措置を規定する。
61	秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件	○改正理由 設計住宅性能評価書を提出する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料の額を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 長期優良住宅建築等計画の認定の申請等において、当該申請に係る住宅の設計住宅性能評価書を提出する場合の認定申請手数料等の額を定める。 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成27年4月1日から。ただし、2は同年6月1日から。
62	秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺消防署を秋田南消防署に統合することに伴い、河辺消防署を廃止するとともに、消防署の管轄区域を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 秋田南消防署の管轄区域に河辺および雄和を加えるとともに、河辺消防署を削る。 ○施行期日 平成27年4月1日から

「 単 行 案 」 6 件

63	平成26年度秋田市一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分について承認を求める件	○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・ 専決処分年月日 平成27年2月6日 ・ 補 正 額 500,000千円 ・ 補正後の一般会計予算額 126,150,215千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 1,600,000千円 ※専決処分した理由 断続的な降雪等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
64	包括外部監査契約を締結する件	○平成27年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの ・ 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・ 契約の期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日 ・ 契 約 金 額 9,761,364円を上限とする額 ・ 契約の相手 吉岡順子(資格：公認会計士) ※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項
65	秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・ 指定管理者 檜山地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
66	秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・ 指定管理者 茨島地区コミュニティセンター管理運

		営委員会 ・指定の期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
67	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 11路線 延長 1,541.80m ・認定後の市道路線延長 約2,012.8km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
68	土地を買い入れる件	○新屋まちづくり拠点施設建設予定地を取得しようとするもの ・所 在 秋田市新屋表町104番4 ・種 類 宅地 ・面 積 6,525.63㎡ ・予定価格 127,249,785円 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
	「 追加提案 」 「 人 事 案 」 6 件	
69	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	○教育委員会委員進藤光子氏の任期満了（平成27年3月31日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの ・任期 4 年 ※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
70	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	○監査委員福原秀就氏の任期満了（平成27年3月31日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期 4 年 ※提出根拠法：地方自治法第196条第1項
71	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	○固定資産評価審査委員会委員鈴木玲子氏の任期満了（平成27年5月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの

		・任期３年 ※提出根拠法：地方税法第423条第３項
72	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	○固定資産評価審査委員会委員木村澄氏の任期満了（平成27年５月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期３年 ※提出根拠法：地方税法第423条第３項
73	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	○固定資産評価審査委員会委員山陰逸郎氏の任期満了（平成27年５月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期３年 ※提出根拠法：地方税法第423条第３項
74	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	○固定資産評価審査委員会委員鈴木明夫氏の任期満了（平成27年５月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期３年 ※提出根拠法：地方税法第423条第３項